



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成26年10月17日

担 当	埼玉労働局職業安定部職業安定課
	課長 鈴木 良尚
	課長補佐 木崎 淑子
	電話 048-600-6208 (内線 320, 321)

## 埼玉県雇用対策協議会と就職支援に関する協定を締結しました

厚生労働省埼玉労働局（局長 阿部 充）では、10月14日(火)に、埼玉県雇用対策協議会(\*)（会長 石川 貞夫）と就職支援等に関する協定の締結をいたしました。

### 【就職支援等に関する協定の概要】

埼玉労働局と埼玉県雇用対策協議会とは、相互に連携し、それぞれの施策を円滑かつ効果的に実施することで、雇用の促進及び主に県内企業への就職後の職場定着支援等の実施を図ります。

協定書は、別添のとおりです。

※民間団体との就職支援協定の締結は、全国で初めてとなります。

\*埼玉県雇用対策協議会(住所：さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 9階)は、中小企業をはじめとする県内産業界における新規学卒者等の労働力確保、中高年齢者等の雇用の促進、その他必要とする労働力の確保等に関する事業を行い、埼玉県内雇用問題の総合的な解決に努め、もって県民の福祉の向上と産業の発展を図ることを目的として、昭和39年に設立された民間団体です。(県内に15の地区協議会を持ち、会員数は約2,300事業所)

## 就職支援等に関する協定書

厚生労働省埼玉労働局（以下「労働局」という。）と埼玉県雇用対策協議会（以下「県雇対協」という。）は、相互に連携し、それぞれの施策を円滑かつ効果的に実施することで、雇用の促進及び就職後の支援等を図ることを目的として、本協定により必要な事項を定める。

### 第1条（目的）

本協定は、労働局及び県雇対協が相互に連携し、雇用の安定を図ることを目的として締結する。

### 第2条（事業内容）

労働局及び県雇対協は、相互に協力し、次に掲げる事業の実施を図ることとする。

- （1） 職場定着に資する情報の共有及び職場定着のための県雇対協傘下企業への公共職業安定所（以下「安定所」という。）職員による助言、訪問
- （2） 障害者（新規卒業者を含む。）の職業実習等の受け入れ先の確保及び安定所職員による各学校、生徒への情報提供等による参加者の確保
- （3） 新規中学校及び高等学校卒業予定者の職場見学受け入れ先の確保及び安定所職員による各学校、生徒への情報提供等による参加者の確保
- （4） その他雇用促進や事業所の人材確保等に資する情報の相互提供
- （5） 県内各安定所及び各地区（地域）雇用対策協議会（以下「地区雇対協」という。）における（1）から（4）の取組に対する支援

### 第3条（要請等）

本協定内容の実施のため、必要に応じ、労働局は安定所に対して、県雇対協は各地区雇対協に対し要請等を行うこととする。

### 第4条（事業実施）

この協定書に定めるもののほか、この協定書に基づく事業の実施に必要な事項は、別途協議のうえ決定する。

### 第5条（秘密保持）

労働局及び県雇対協が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### 第6条（その他）

この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、労働局及び県雇対協は誠意を持って協議し、定めるものとする。また、協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

労働局及び県雇対協は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ協定締結当事者が署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月14日

厚生労働省埼玉労働局長

阿部 充

埼玉県雇用対策協議会会長

石川 貞夫

